





奨学生の皆さん、届出を忘れていませんか？

奨学資金等の貸付を受けている皆さんは、償還免除が確定するまでの間、さまざまな届出を行う必要があります。下表のいずれかに該当する場合は、所定の様式に必要事項を記入し、ただちに広域行政事務組合に届出を行ってください。なお、書類には必ず連絡先（昼間に連絡の取れる電話番号、電子メールアドレス等）をご記入いただきますようお願いいたします。

各種届出に関する事項や様式は、東濃西部広域行政事務組合ホームページ上の『東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例施行規則』に定められていますので、ご確認の上、手続き願います。

こんな時には・・・	以下の届出が必要です
奨学資金等の最終交付を受けたとき	<input type="checkbox"/> 借用証書（様式第13号） ※連帯保証人の連署（自署）が必要 ※直ちに提出のこと
大学又は大学院を退学し、休学し、復学し、卒業し、若しくは修了し、又は停学の処分を受けたとき 臨床研修又は専門研修を中止し、休止し、再開し、又は変更したとき ※開始する際も提出してください。 奨学資金の貸付けを受けることを辞退するとき 大学又は大学院における修学、臨床研修又は専門研修に堪えない程度の心身の故障を生じたとき 氏名又は住所を変更したとき 医師の免許を取得したとき	<input type="checkbox"/> 届出書（様式第23号） <input type="checkbox"/> その該当する事実を証する書類を添付 ※当該事実の発生後、直ちに届出を行うこと <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>詳しくは、広域組合のHP『東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例施行規則』で確認してください。</p> </div> 
業務に従事したとき又は業務に従事している指定医療機関に変更があったとき	<input type="checkbox"/> 償還猶予申請書（様式第20号）
連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は死亡その他連帯保証人として責任を負うことができない事由が生じたとき	<input type="checkbox"/> 指定医療機関勤務申出書（様式第14号） ※おおむね6箇月前までに提出のこと
大学院に進学する場合、専門研修を受ける場合	<input type="checkbox"/> 指定医療機関勤務終了申出書（様式第15号） ※6箇月前までに提出のこと
指定医療機関における業務に従事しようとする場合	<input type="checkbox"/> 奨学資金等償還免除申請書（様式第16号） <input type="checkbox"/> 添付資料： (1) 業務に従事した指定医療機関の名称、期間及びその期間内に休職した期間がある場合はその期間を証明する書類（様式第17号） (2) 死亡又は退職の理由及び年月日を証明する書類
被貸付者は、指定医療機関における業務に従事を終了しようとするとき	<input type="checkbox"/> 連帯保証人変更願（様式第8号）
指定医療機関での勤務を終了し、奨学資金等の償還の免除を受けようとするとき	
 奨学金等の貸付終了から償還免除までは、長い年月がかかります。今後、どのような届出が必要なのか、今一度、確認をお願いいたします。また、奨学生の皆さんと医療機関の双方にとって、より有意義な事業となるよう広域組合や貸付市、指定医療機関の担当者と共に連絡を取り合うよう心がけてください。	